

とっとり健康省エネ住宅設計・施工事業者登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、とっとり健康省エネ住宅性能基準（令和2年1月28日付第201900271095号鳥取県生活環境部長通知）を満たす住宅（以下「健康省エネ住宅」という。）の普及を図るため、健康省エネ住宅の設計又は施工に関する業務（以下「業務」という。）に一定の知見及び技術を有する事業者を登録（以下「登録」という。）、公表することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。
 - (2) 建築施工管理技士 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項に規定する技術検定のうち建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）（別表）（四）に示す一級建築施工管理技士、又は二級建築施工管理技士（建築）に合格した者をいう。
 - (3) 建築実務者 次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、建築士法第15条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年国土交通省告示第743号）で指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であって、その卒業後、建築士法第15条第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年国土交通省告示第744号）で指定する建築に関する実務（以下「建築実務」という。）の経験を2年以上有する者
 - イ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であって、その卒業後建築実務の経験を3年以上有する者
 - ウ 建築実務の経験を5年以上有する者
 - (4) 建築士事務所 建築士法第23条の3第1項に規定する知事の登録を受けている建築士事務所をいう。
 - (5) 建築工事業者 建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可のうち建築一式工事業の許可を受けている建設業者であって、県内に営業所を有するものをいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築士法、建設業法、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）その他の建築に関する法令の規定で使用する用語の例による。

(技術考査)

- 第3条 住まいまちづくり課は、建築士、建築施工管理技士又は建築実務者が業務を行う上で必要な一定以上の知識を有するか否かを判定するための考査（以下「技術考査」という。）を実施するものとする。
- 2 技術考査は、健康省エネ住宅の断熱性能及び気密性能を確保するための設計及び施工等に関する事項について行うものとする。
 - 3 技術考査は、原則として年1回以上行うものとする。ただし、生活環境部長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
 - 4 技術考査を受験する者は、受験までに住まいまちづくり課が実施する健康省エネ住宅の断熱性能及び気密性能を確保するための設計及び施工等に関する講習会を受講しなければならない。

(名簿への登録)

- 第4条 住まいまちづくり課は、技術考査の受験者のうち、技術考査の結果をもとに業務を行う上で必要な一定以上の知識を有し合格と判定した者（以下「考査合格者」という。）を考査合格者名簿（様式第1号）に登録し、これを保存しておくものとする。
- 2 住まいまちづくり課は、前項の考査合格者を考査合格者名簿に登録し、当該受験者に対してその旨を通知するものとする。
 - 3 住まいまちづくり課は、技術考査の受験者のうち、不合格と判定した者にはその旨を通知する

ものとする。

(名簿からの削除)

第5条 住まいまちづくり課は、前条第1項の規定により審査合格者名簿に登録した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、審査合格者名簿から削除するものとする。

- (1) 業務において不誠実な行為をしたとき。
- (2) 不正な手段により技術審査を受験し、又はこれに得点していたとき。
- (3) 自ら書面により審査合格者名簿からの削除を申し出たとき。

2 住まいまちづくり課は、前項の規定により審査合格者を審査合格者名簿から削除したときは、当該審査合格者に対してその旨を通知するものとする。

(登録要件)

第6条 住まいまちづくり課は、次の各号に掲げる要件を満たす建築士事務所を、健康省エネ住宅の設計に関して一定の知見及び技術を有する事業者として登録することができる。

- (1) 建築士の資格を有し審査合格者名簿に登録されている者（以下「登録設計技術者」という。）を雇用していること。
- (2) 登録設計技術者が、健康省エネ住宅の設計に直接従事し、又は当該設計を総括する立場で指導若しくは監督を行っていること。
- (3) 現に建築士法第26条第2項に基づく事務所の閉鎖の処分を受けていないこと。

2 住まいまちづくり課は、次の各号に掲げる要件を備えた建築工事業者について、健康省エネ住宅の施工に関して一定の知見及び技術を有する事業者として登録することができる。

- (1) 第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し審査合格者名簿に登録されている者（以下「登録施工技術者」という。）を雇用していること。
- (2) 登録施工技術者が、健康省エネ住宅の施工に直接従事し、又は当該施工を総括する立場で指導若しくは監督を行っていること。
- (3) 現に建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業の停止の処分を受けていないこと。

(登録申請)

第7条 前条第1項の登録（その更新の登録を含む。以下同じ。）を受けようとする建築士事務所の代表者は、様式第2号の申請書に同項各号に掲げる要件を備えていることを証する書類を添えて、住まいまちづくり課に提出するものとする。

2 前条第2項の登録（その更新の登録を含む。以下同じ。）を受けようとする建築工事業者の代表者は、様式第3号の申請書に同項各号に掲げる要件を備えていることを証する書類を添えて、住まいまちづくり課に提出するものとする。

(登録及び公表)

第8条 住まいまちづくり課は、前条第1項の規定による申請について第6条第1項各号に掲げる要件を備えていると認めるときは、建築士事務所登録台帳（様式第4号）に登録し、次の各号に掲げる事項を県のホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。

- (1) 建築士事務所の名称、所在地、電話番号及び代表者の氏名
- (2) 建築士事務所の種別及び登録番号
- (3) 建築士事務所に勤務する登録設計技術者の氏名

2 住まいまちづくり課は、前条第2項の規定による申請について第6条第2項各号に掲げる要件を備えていると認めるときは、建築工事業者登録台帳（様式第5号）に登録し、次の各号に掲げる事項を県のホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。

- (1) 建築工事業者の名称、所在地、電話番号及び代表者の氏名
- (2) 建築工事業者の種別及び登録番号
- (3) 建築工事業者に勤務する登録施工技術者の氏名

3 登録の有効期間は、登録の日から5年間とする。

4 住まいまちづくり課は、前項の有効期間中は、第1項及び第2項の規定による公表（以下「事業者公表」という。）を継続するものとする。

(台帳の作成)

第9条 住まいまちづくり課は、建築士事務所登録台帳及び建築工事業者登録台帳を事務所に備え置くものとする。

(変更の届出)

第10条 第8条第1項により登録を受けた建築士事務所（以下「登録建築士事務所」という。）又は同条第2項により登録を受けた建築工事業者（以下「登録建築工事業者」という。）の代表者は、第6条、第8条第1項第1号から第3号まで又は同条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったときは、様式第6号により、速やかに住まいまちづくり課に届け出るものとする。

2 住まいまちづくり課は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに登録台帳及び事業者公表の内容を修正するものとする。

(登録の抹消)

第11条 住まいまちづくり課は、登録建築士事務所又は登録建築工事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消し、事業者公表を取りやめるものとする。

(1) 建築士事務所又は建築工事業者でなくなったとき。

(2) 業務において不誠実な行為をしたとき。

(3) 第7条に掲げる要件を備えなくなったとき。

(4) 不正な手段により登録を受けていたとき。

(5) 前条第1項の規定による変更の届出を、当該変更が生じてから相当の期間内に行わなかったとき。

(6) 登録の有効期間が満了したとき。

(7) 自ら書面により業者登録の抹消を申し出たとき。

2 住まいまちづくり課は、前項の規定により登録を抹消したときは、当該抹消に係る登録事業者に対してその旨を通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、住まいまちづくり課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月17日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

とっとり健康省エネ住宅考査合格者名簿

登録番号	(ふりがな) 氏名	勤務先	連絡先	考査実施年月日	名簿登録年月日

様式第2号（第7条関係）

とっとり健康省エネ住宅建築士事務所登録申請書（新規・更新）

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 印
（法人にあつては、名称及び代表者名）
電話番号

とっとり健康省エネ住宅設計・施工事業者登録要綱第7条第1項の規定により建築士事務所として登録（新規・更新）を申請します。

名称	名称 代表者氏名		
県内の事務所の所在地	郵便番号 電話番号 電子メールアドレス @		
建築士事務所の登録	区分（一級・二級・木造）建築士事務所 登録番号（ ）登録年月日		
雇用する審査合格設計技術者	氏名	建築士の区分	登録番号
		（一級・二級・木造）	
		（一級・二級・木造）	
		（一級・二級・木造）	
処分の有無	建築士法に基づく事務所の閉鎖の期間に （ 該当しない。 ・ 該当する。 ）		

添付書類

- 1 審査合格設計技術者の建築士免許証の写し
- 2 建築士事務所登録証明書の写し

<記入上の注意事項>

- ・ 審査合格設計技術者の建築士の区分の欄は該当するものを選んでください。
- ・ 行が不足する場合には適宜追加してください。

様式第3号（第7条関係）

とっとり健康省エネ住宅建築工事業者登録申請書（新規・更新）

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 印
（法人にあつては、名称及び代表者名）
電話番号

とっとり健康省エネ住宅設計・施工業者登録要綱第7条第2項の規定により建築工事業者として登録（新規・更新）を申請します。

名称	名称 代表者氏名		
県内の事務所の所在地	郵便番号 電話番号 電子メールアドレス @		
建築工事業者の建設業の許可	区分（一般・特定）建設業 許可（大臣・知事）番号（ ）許可年月日		
雇用する審査合格施工技術者	氏名	資格等	資格登録番号
		建築士・建築施工管理技士 ・建築実務者	
		建築士・建築施工管理技士 ・建築実務者	
		建築士・建築施工管理技士 ・建築実務者	
処分の有無	建設業法による営業停止の期間に （該当しない。 ・ 該当する。 ）		

添付書類

- 1 審査合格施工技術者が建築士にあつては建築士免許証、建築施工管理技士にあつては合格証明書の写し、建築実務者にあつては別紙「建築実務経歴書」
- 2 建設業許可証明書の写し

<記入上の注意事項>

- ・ 審査合格施工技術者の資格等の欄は該当するものを選んでください。
- ・ 審査合格施工技術者の資格登録番号の欄は建築士又は建築管理技士の場合に記入してください。（建築実務者の場合には空欄とし、別紙「建築実務経歴書」を添付してください。）
- ・ 行が不足する場合には適宜追加してください。

(別紙)

建築実務経歴書

年 月 日

鳥取県知事 様

建築実務等の経歴については下記のとおり相違ありません。

考査合格施工技術者

印

1 実務経歴

対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経歴期間	建築実務経歴年数
		年 月から 年 月まで	年 月
		年 月から 年 月まで	年 月
		年 月から 年 月まで	年 月

2 学歴 ※実務経歴が5年に満たない場合のみ、以下をご記入下さい。

学校名	学部名	学科・専攻名	在学期間
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで

様式第4号（第9条関係）

とっとり健康省エネ住宅建築士事務所登録台帳

公表番号	公表（更新） 年月日	事務所の名称、所在地、 代表者氏名、電話番号	建築士事務所の区分及 び登録番号	雇用する登録設計技 術者の氏名

様式第5号（第9条関係）

とっとり健康省エネ住宅建築工事業者登録台帳

公表番号	公表（更新） 年月日	事務所の名称、所在地、 代表者氏名、電話番号	建築工事業者の建設 業許可番号	雇用する登録施工技術者 の氏名

様式第6号（第10条関係）

とっとり健康省エネ住宅事業者登録事項変更届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

届出者 印
（法人にあつては、名称及び代表者名）
電話番号

下記のとおり、登録事項に変更がありましたので、とっとり健康省エネ住宅設計・施工事業者登録要綱第10条の規定により届け出ます。

変更に係る事項	変更年月日	変 更 前	変 更 後

添付書類 建築士事務所の登録又は建設業の許可に関する変更にあつては、建築士事務所登録証明書又は建設業許可証明書の写し